

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十八条の七第一号及び第二号並びに第十八条の十五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第二項中「第十九条の規定」を「第十八条の四の規定」に、「第十九条の二第一項」を「第十八条の五第一項」に、「第十九条の二及び第十九条の二の二」を「第十八条の五及び第十八条の六」に改める。

第十一条の三中「第十九条の二第一項」を「第十八条の五第一項」に改める。

第十一条の八を第十一条の十一とし、第十一条の四から第十一条の七までを三条ずつ繰り下げ、第十一条の三の次に次の三条を加える。

（鉱物資源の掘採に伴い発生する油等の海底下廃棄をする海域等に関する基準）

第十一条の四 法第十八条の七第一号の海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関し政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該鉱物資源の掘採に係る鉱業権の鉱区である海域において海底下廃棄をすること。
- 二 鉱山保安法第八条の規定に従つて鉱害の防止のため必要な措置を講じた上で海底下廃棄をすること。
(海底下廃棄をすることのできるガスの基準)

第十一条の五 法第十八条の七第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。

二 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九十九パーセント以上(当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために前号に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九十八パーセント以上)であること。

三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと。

2 前項第二号の基準に適合するかどうかの判定のために行う二酸化炭素の濃度の測定の方法は、環境省令

で定める。

（指定海域として指定する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域）

第十一条の六 法第十八条の十五第一項の政令で定める海域は、法第十八条の八第二項第二号の特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画に従つて特定二酸化炭素ガス（法第十八条の七第二号に規定する特定二酸化炭素ガスをいう。）の海底下廃棄がされた海域とする。

第十七条の二第一項中「第十一条の七第二項第二号及び第十一条の八第二項」を「第十一条の十第二項第二号及び第十一条の十一第二項」に改める。

別表第一の五中「第十一条の六」を「第十一条の十」に改める。

別表第二の二中「第十一条の六」を「第十一条の十」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十二号）の施行の日から施行する。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第三百

四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十第一項」に改める。

理由

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、鉱物資源の掘採に伴い発生する油等の海底下廃棄をする海域等に関する基準、海底下廃棄をすることのできるガスの基準等を定める必要があるからである。